日本学術振興会 特別研究員-CPD(国際競争力強化研究員)遵守事項および諸手続の手引 令和5年度版における主な修正箇所の抜粋(対前年度)

項目	修正後	修正前
全体構成	I 特別研究員-CPD 制度の趣旨と遵守事項	I 特別研究員-CPD 制度の趣旨と遵守事項
	Ⅱ 研究奨励金の支給	Ⅱ 研究奨励金の支給
	Ⅲ 採用後の諸手続	Ⅲ 採用後の諸手続
	IV 雇用支援事業との切替に係る手続き	_(新 規)_
	V~その他	IV その他
	VI よくある質問	V よくある質問
構成	I 特別研究員-CPD 制度の趣旨と遵守事項	I 特別研究員-CPD 制度の趣旨と遵守事項
	<u>はじめに</u>	_(新 規)_
	Ⅰ-1. 本制度の趣旨	Ⅰ-1. 本制度の趣旨
	I - 2. 遵守事項	I-2. 遵守事項
	I-3. 特別研究員-CPD の身分	I-3. 特別研究員-CPD の身分
	I - 4. 特別研究員-CPD の義務	I - 4. 特別研究員-CPD の義務
	Ⅰ-5. 受入研究者及び受入研究機関の義務等	I-5. 受入研究者及び受入研究機関の義務等
	I-6. 研究活動における不正行為	I-6. 研究活動における不正行為
	Ⅰ-7. 研究費の不正使用	I-7. 研究費の不正使用
	I-8. 安全保障貿易管理について (海外への技術漏えいへの対処)	I-8. 安全保障貿易管理について (海外への技術漏えいへの対処)
	Ⅰ-9. 住民税の納付	Ⅰ-9. 住民税の納付
	Ⅰ-10. 資格の喪失による採用期間の終了	I-10. 資格の喪失による採用期間の終了
	I-11. 主要渡航による成果の国内還元	I-11. 主要渡航による成果の国内還元
	Ⅰ-12. アウトリーチ活動の奨励	I-12. アウトリーチ活動の奨励
はじめに	はじめに	_(新 規)_
	この「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」は、日本学術振興会(以	
	下「本会」という。)より直接研究奨励金の支給を受ける特別研究員-CPD が対象となりま	

	す。一方、令和5年度から実施される「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」	
	<u>(以下「雇用支援事業」という。)により受入研究機関に雇用される特別研究員-PD、RPD、</u>	
	CPD(以下「雇用 PD 等」という。)については、本手引とは別の手引(「日本学術振興会特	
	別研究員(研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業)遵守事項および諸手続の手引」	
	(以下「雇用支援事業手引」という。)) の適用対象となります。これらの手引はそれぞれ	
	<u>取扱いが一部異なりますのでご留意ください。</u>	
Ⅲ -6.	受入研究機関の変更について	受入研究機関の変更について
	(1) 国内受入研究機関の変更	(1) 国内受入研究機関の変更
	※ 令和5年10月以降、変更後の受入研究機関が雇用支援事業により「特別研究員-PD等	
	の雇用制度導入機関」(以下「雇用制度導入機関」という。) に登録されている場合は、当	
	該受入研究機関の雇用となる場合があります。移動後の受入研究機関が「雇用制度導入機	
	関」か否かにより取扱いが変わりますので、十分にご留意ください。なお、「雇用制度導入	
	機関」については、本会のウェブサイト (URL https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/)	
	に公開する予定です。	
Ⅲ -9.	主要渡航中の一時帰国について	Ⅲ-9. 主要渡航中の一時帰国について
	(2) 一時帰国日数について	(2) 一時帰国日数 <u>の上限</u> について
	主要渡航期間中の一時帰国は、 <mark>原則として、</mark> 1回あたりの帰国日数を14日以内とし、	主要渡航期間中の一時帰国は、1回あたりの帰国日数を14日以内とし、主要渡航期間
	主要渡航期間中に通算 60 日までとします(日本到着日、日本出国日も一時帰国日数に加	中に通算60日までとします(日本到着日、日本出国日も一時帰国日数に加算されます。)。
	算されます。なお、通算60日までの一時帰国は主要渡航期間とみなします)。ただし、主	上限日数を超えてやむを得ず帰国する必要がある場合は、本会に事前にご相談ください。
	要渡航期間が3年間以上確保できるときに限り、主要渡航期間中に通算60日を超えて一	
	時帰国することができます。	
	※上記上限日数を超えてやむを得ず帰国する必要がある場合は、必ず本会に事前にご相談	
	ください。	
Ⅲ -12.	出産又は育児による採用の中断及びそれに伴う延長について	出産又は育児による採用の中断及びそれに伴う延長について
	(9)「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」について	
	本会では、令和5年1月から男女共同参画推進の取組みの一環として、「女性研究者の	
	出産に伴うキャリア継続支援事業」を実施しています。本事業では女性研究者の妊娠中及	

	び出産後の健康の確保のため、当該期間において特別研究員の採用中断期間中に支援助成	
	金を措置することで、安心して研究者としてのキャリアを継続できるよう、女性研究者の	
	出産時に「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援金」(以下「キャリア継続支援金」と	
	いう。) を支給しています。	
	事業の詳細及び申請については、本会の男女共同参画推進ウェブサイト「JSPS CHEERS!」	
	の「JSPS の支援制度」をご確認ください。	
	なお、「キャリア継続支援金」の申請手続きは特別研究員の採用中断に係る諸手続のみ	
	では完了しませんのでご注意ください。	
	【「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」に関するお問い合わせ先】	
	独立行政法人日本学術振興会 経営企画部 経営企画課 企画・評価係	
	電話: (03)3263- 0974 (ダイヤルイン)	
	E-mail: gender@jsps.go.jp	
	受付時間:月曜~金曜日(祝日を除く。)9:30~12:00及び13:00~17:00	
	[JSPS CHEERS!]: https://cheers.jsps.go.jp/	
Ⅲ-14	中途辞退について	中途辞退について
	※ 科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)の交付を受けている特別研究員が、交付を	※ 科学研究費助成事業(特別研究員奨励費及びその他研究種目)の交付を受けている特
	受けている年度の途中で特別研究員の身分を喪失する場合であっても、引き続き科研費応	別研究員-CPD が、交付を受けている年度の途中で特別研究員-CPD を中途辞退する場合に
	募資格を有する場合には、当初の補助事業期間(採用期間の延長に伴い補助事業期間を延	は、本手続きの他に、国内受入研究機関を通して別途本会科学研究費助成事業担当部署へ
	長した場合には延長後の期間) において特別研究員奨励費の使用が可能です。	の補助事業廃止承認申請等の手続きが必要となります。予め国内受入研究機関と連絡をと
		り、遺漏のないようにしてください。_
Ⅲ-15.	研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の資金援助について	研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の資金援助について
	(1) 資金援助の可否	(1) 資金援助の可否
	【その他の受給可能な資金援助】	_(新 規)_
	・「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」によるキャリア継続支援金の受給	
	<u>キャリア継続支援金については、本支援金の支給対象者であれば、受給することができ</u>	
	<u>*</u> ***********************************	

IV-1.	年度の途中で雇用支援事業により国内受入研究機関に雇用される場合の手続	_(新 規)_
	継続採用者である特別研究員-CPDが、年度の途中で、国内受入研究機関に雇用されるこ	
	ととなった場合、該当者のみ以下の書類を【学振マイページ】から提出してください。提	
	出期限は、原則雇用開始後 20 日以内です。	
	・報酬受給報告書<様式 C5-3>	
	・奨学金等受給報告書<様式 C5-4>	
	・研究遂行経費の支出報告書<様式 C5-5>	
	<u>• 研究費受給報告書<様式 C5-6></u>	
IV-2.	国内受入研究機関の変更に伴う手続き	_(新 規)_
	変更後の国内受入研究機関が「雇用制度導入機関」である場合、当該受入研究機関に雇	
	用される場合があり、その場合は本手引「Ⅲ-6 受入研究機関の変更について」と異な	
	<u>る手続きが必要になります(下記①参照)。</u>	
	<u>また、変更前の国内受入研究機関が「雇用制度導入機関」であったが、変更後の国内受</u>	
	入研究機関が「雇用制度導入機関」でない場合、変更後の国内受入研究機関に雇用される	
	ことはできませんので、本手引「Ⅲ-6 受入研究機関の変更について」による手続きが	
	<u>必要となります(下記②参照)。</u>	
	なお、国内受入研究機関に雇用されず本会から研究奨励金の支給を受ける PD 等につい	
	ては、以下「フェローシップ型 PD 等 」と表記します。	
	①「雇用制度導入機関」ではない受入研究機関から「雇用制度導入機関」である受入研究	
	機関に変更する場合(受入研究機関の変更に伴い、「フェローシップ型PD等」から「雇用	
	<u>PD 等」になる場合)</u>	
	変更を希望する場合は、予め本会に【学振マイページ】で事前連絡を行ってください。	
	なお、受入研究機関の変更前に係る手続きについては、本手引に従って行ってください。	
	変更後に係る手続きについては、雇用支援事業手引に従って行ってください。その際、様	
	式が本手引のものと異なりますので、ご留意ください。	
	【本手引により提出が必要な様式】	
	(1) 変更しようとする月の初めから1ヶ月前までに提出	

- ・「受入研究機関変更届(国内) <様式 C2-1>」を変更前受入研究機関にて作成し、変更 後受入研究機関より提出
- (2) 変更後 20 日以内に提出
- ・「報酬受給報告書<様式 C5-3>」(該当者のみ学振マイページから本人より提出)
- ・「奨学金等受給報告書<様式C5-4>」(該当者のみ学振マイページから本人より提出)
- ・「研究遂行経費の支出報告書<様式 C5-5>」(該当者のみ学振マイページから本人より 提出)
- ・「研究費受給報告書<様式C5-6>」(該当者のみ学振マイページから本人より提出)

【雇用支援事業手引により提出が必要な様式】※提出期限:変更しようとする月の初めから1ヶ月前まで

- ・「受入承諾書(受入研究機関の変更・延長期間分) <様式 E1-2>」を変更後受入研究機 関より提出
- ② 「雇用制度導入機関」である受入研究機関から「雇用制度導入機関」ではない受入研究機関に変更する場合(受入研究機関の変更に伴い、「雇用 PD 等」から「フェローシップ型 PD 等」になる場合)

受入研究機関の変更後に係る手続きについては、「本手引」に従って行ってください。 変更前に係る手続きについては、雇用支援事業手引に従って行ってください。その際、様 式が本手引のものと異なりますので、ご留意ください。

【雇用支援事業の手引により提出が必要な様式】※提出期限:変更しようとする月の初めから1ヶ月前まで

・「受入研究機関変更届<様式 E1-1>」を変更前国内受入研究機関より提出

【本手引により提出が必要な様式】※提出期限:変更しようとする月の初めから1ヶ月前 まで

以下を必ず提出してください。

・「受入承諾書(国内)<様式 C2-2>」を変更後国内受入研究機関より提出

- ・「住所及び緊急連絡先届<様式 C1-1>」(本人より提出)
- ・「振込金融機関口座届<様式 C1-2>」(本人より提出)
- ・「研究遂行経費取扱変更申請書<様式 C1-4>」(本人より提出)
- ・「給与所得者の扶養控除(異動)申告書」(本会指定のもの)(本人より提出)

※各種様式及び「給与所得者の扶養控除(異動)申告書」については、本会のホームページからダウンロードが可能です。

V-1. 科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)の取扱い

特別研究員-CPD は、「日本学術振興会特別研究員-CPD 申請書」に記載の研究計画を行う ための研究費として、科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)の助成を受けることが可 能です。

特別研究員奨励費は、科学研究費助成事業(科研費)の研究種目のうち、特別研究員だけが応募できる研究種目です。特別研究員奨励費の応募や使用等にあたっては、国内受入研究機関を通じて手続きを行う必要があります。

特別研究員奨励費(特別研究員)については、令和6(2024)年度募集から募集時期及び募集方法等の大幅な変更を予定しています。令和5(2023)年度特別研究員に採用内定された者及び令和4(2022)年度以前から特別研究員に採用されており、令和5(2023)年度の特別研究員奨励費の交付が予定されていない者は、今回の募集に応募しなかった場合、令和6(2024)年度以降の募集では応募することができませんので十分注意してください。

また、特別研究員奨励費は、科研費制度のルールが適用されるため、本手引に記載の特別研究員として必要な各種手続きとは別の手続きが必要になりますので、遺漏のないように各種手続きを行ってください。なお、特別研究員奨励費の詳細については、以下のURLを確認してください。

• 科学研究費助成事業 (特別研究員奨励費)

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/20 tokushourei/index.html

VI よく 問 1 2 特別研究員-CPD が科学研究費助成事業 (特別研究員奨励費) 以外に応募 \cdot 受給である質問 きる科研費の研究種目は何か。

科学研究費助成事業 (特別研究員奨励費) の取扱い

特別研究員-CPD は、「日本学術振興会特別研究員-CPD 申請書」に記載された研究計画を 行うための研究費として、科学研究費助成事業 (特別研究員奨励費)(以下、「特別研究員 奨励費」という。)の助成を受けることが可能です。

特別研究員奨励費は、科学研究費助成事業(科研費)の研究種目のうち、特別研究員だけが応募できる研究種目です。特別研究員奨励費の応募や使用等にあたっては、国内受入研究機関を通じて手続きを行う必要があります。

また、特別研究員奨励費は、科研費制度のルールが適用されるため、本手引に記載の特別研究員として必要な各種手続きとは別の手続きが必要になりますので、遺漏のないように各種手続きを行ってください。なお、特別研究員奨励費の詳細については、以下のホームページを確認してください。

科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/20 tokushourei/index.html

設問12 特別研究員-CPD が科学研究費助成事業 (特別研究員奨励費) 以外に応募できる 科研費の研究種目は何か。 回答 国内受入研究機関において、科研費の応募資格を付与された場合には、次の①~④ の研究種目への研究代表者として応募<u>・受給</u>が可能となっており、採択された場合はあわせて実施することも可能です。

なお、研究分担者、研究協力者として参画する場合には、研究種目に制限はありません。

- ① 学術変革領域研究(A)、新学術領域研究(研究領域提案型)の公募研究
- ② 基盤研究 (B · C)
- ③ 挑戦的研究(萌芽)
- ④ 若手研究、若手研究(A · B)
- ※ 各種目の応募に関する詳細は、別途、当該種目の最新の公募要領にて確認してください。
- ※ 研究成果公開促進費(学術図書、データベース)、は、当該研究種目の応募要件を満た せば研究代表者として応募が可能です。国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A)) は、長期の海外渡航を前提とした種目のため、応募することはできません。

※特別研究員奨励費と重複して研究代表者として応募・受給することが可能な他の科研費を応募する場合は研究者番号が必要となります。

問13 科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)から主要渡航にかかる旅費を支出する ことは可能か。

回答 特別研究員-CPD 制度では本会から主要渡航に伴う往復航空券を支援します。そのため、当該支援を受けた方は、科研費等から往復航空券分の旅費を除いた、国内受入研究機関の旅費関係規定に基づく実費相当分(交通費、宿泊費、日当、渡航費や滞在費等を含む。)の旅費を支出することは認めております。

問35 特別研究員-CPD 採用期間中に主要渡航以外で海外研究機関において研究を行う ことはできるのか。

回答 主要渡航開始前及び終了後でも、研究遂行上の必要がある場合に限り、海外の研究 機関で研究を行うことができます。なお、当該渡航期間が 28 日以上に及ぶ場合は、渡航

説明 国内受入研究機関において、科研費の応募資格を付与された場合には、次の①~④ の研究種目への研究代表者として応募が可能となっており、採択された場合はあわせて実施することも可能です。

なお、研究分担者、研究協力者として参画する場合には、研究種目に制限はありません。

- ① 学術変革領域研究(A)、新学術領域研究(研究領域提案型)の公募研究
- ② 基盤研究 (B · C)
- ③ 挑戦的研究(萌芽)、挑戦的萌芽研究
- ④ 若手研究、若手研究(A · B)
- ※ 各種目の応募に関する詳細は、別途、当該種目の最新の公募要領にて確認してください。
- ※ 研究成果公開促進費(学術図書、データベース)、は、当該研究種目の応募要件を満た せば研究代表者として応募が可能です。国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A)) は、長期の海外渡航を前提とした種目のため、応募することはできません。

(新 規)

(新規)

開始前に学振マイページからの事前連絡、及び渡航終了後1か月以内に「主要渡航期間外海外渡航届<様式 C3-5>」の提出が必要です。ただし、主要渡航以外の海外渡航は主要渡航期間に含めないものとします。(III-10. 主要渡航及び日本国内での研究期間中における主要渡航期間外の海外渡航の留意点について (2) 日本国内での研究期間中における主要渡航期間外の海外渡航について 参照)

問38 女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業とはどのようなものか。
回答 女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業は、特別研究員及び海外特別研究員の採用者を対象に、男女共同参画推進の一環として、女性研究者の出産時に「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援金」を支給する制度です。詳細については、本会の男女共同参画ウェブサイト「CHEERS!」をご覧ください。(https://cheers.jsps.go.jp/support/)なお、本支援金は、研究奨励金に付随する手当として支給されるものではありません。また、本支援金は税法上給与所得として扱われるため、所得税を源泉徴収のうえ支給し、12月に年末調整を行います。(「Ⅲ-12. 出産、又は育児による採用の中断及びそれに伴う延長について(9)女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」参照)

(新 規)